

平成 24 年度

施策管理報告書

【様式 3】

平成 25 年 7 月
東 大 阪 市

目次

		ページ 番号
第1節	市民が主体的に活躍するまち	1
第2節	人権を尊重するまち	2
第3節	男女が共に生き生きと暮らすまち	3
第4節	平和の大切さを伝えるまち	4
第5節	開かれた市役所のあるまち	5
第6節	文化に親しめるまち	6
第7節	歴史や伝統を大切にするまち	7
第8節	多くの国・地域や人の交流が育まれるまち	8
第9節	いくつになっても学べるまち	9
第10節	学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち	10
第11節	青少年が健やかに育つまち	12
第12節	スポーツを楽しめるまち	13
第13節	健康で元気に暮らせるまち	14
第14節	安心して医療を受けられるまち	15
第15節	生活衛生が行き届いたまち	16
第16節	みんなで支え合う福祉のまち	17
第17節	安心して子どもを生み、育てられるまち	18
第18節	高齢者が生きがいを持って暮らせるまち	19
第19節	障害のある人が自立して生活できるまち	20
第20節	生活自立相談や支援を受けられるまち	21
第21節	モノづくりが元気なまち	22
第22節	買い物しやすいまち	23
第23節	農業と農地空間を大切にするまち	24
第24節	産業活動にとって魅力のあるまち	25
第25節	雇用が安定し、働きやすいまち	26
第26節	消費者が守られるまち	27
第27節	危機や災害への備えが万全なまち	28
第28節	安全で快適な市街地のあるまち	30
第29節	水と緑に親しめるまち	31
第30節	良好な住まいのあるまち	32
第31節	安全で便利な交通機関や道路のあるまち	33
第32節	良好な環境を次代に引き継ぐまち	34
第33節	上下水道によって安全・快適に暮らせるまち	35
行財政編	効率的で健全な行財政運営が行われるまち	36

－様式の見方－

部節名	後期基本計画の体系を記載しています。
基本方針	後期基本計画にある各節の基本方針を記載しています。
取り組みのあらまし	後期基本計画にある各節の取り組みのあらましを記載しています。
指標及び実績値	後期基本計画にある各節の3つの指標とその実績値を記載しています。
主な実施事業及びその評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り組みのあらましNo.及び実施計画事業名欄については、この施策に該当する第1次実施計画の事業名を記載しています。 ・ 後期基本計画期間における評価欄については、当該事業における事業管理報告書の平成24年度目標達成度(A～Dの評価)を記載しています。 平成24年度目標に対する実績の割合が、 A：100%以上 B：80%以上100%未満 C：50%以上80%未満 D：50%未満 目標が2つの場合は、 A：4点 B：3点 C：2点 D：1点として、 8～7点=A、 6～5点=B、 4～3点=C、 2点=D ・ 今後に向けた重点事業欄については、第2期市政マニフェスト掲載事業および施策の担当部局として、施策の実現に向けて重点的に行う事業を示しています。 ・ 平成24年度目標達成度別事業数欄についてはこの施策に該当する事業の「A」「B」「C」「D」それぞれの事業数を記載しています。
施策評価及び今後の取り組み方針	基本方針に沿った各節の進捗状況について施策レベルの評価を行うとともに、施策実現のための今後の取り組み方針について、政策実績報告会における『市長からの指示』を記載しています。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第1部 第1節 市民が主体的に活躍するまち

【基本方針】

市民だれもが自分たちのまちに誇りと愛着を持てるよう、自分たちのできることを生かして、責任を持って主体的にまちづくりを進め、楽しさや達成感、連帯感を味わえる環境をつくります。そのため、地域の特徴を生かすことや、市民によるまちづくり活動の自立を促すこと、活動への理解を深めること、活動の担い手となる人材や団体などを育てることなどに取り組みます。

これらの取り組みを行うに当たっては、市民と市役所が対等な関係で、互いを尊重し合い、目的と課題を共有し、協力して活動することによって、活力あるまちづくりを行う、公民協働を基本にします。

【取り組みのあらまし】

- 1 地域の特性を生かしたまちづくりを進めます 5
- 2 市民によるまちづくりを応援します 6
- 3 市民のまちづくりへの理解を深めます 7
- 4 まちづくりの担い手づくりを進めます 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 市民が主体となったまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	36.0											UP
2 社会福祉協議会のボランティアグループ登録数	グループ	145	147										グループ 136
3 まちづくり活動助成団体数(累計)	団体	123	142										団体 150

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政 マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 東大阪市大学連絡協議会	A	A											経営企画部
2	1 リージョンセンター施設改修事業(大型営繕)	A	A											協働のまちづくり部
3	1 リージョンセンター公民協働事業	B	B											協働のまちづくり部
4	2 自治会集会所整備補助事業	B	B											協働のまちづくり部
5	2 地域まちづくり活動助成事業	B	A											協働のまちづくり部
6	3 市民活動拠点(ポータルサイト)整備事業	C	C									○		協働のまちづくり部
7	4 まちづくりコーディネーター育成事業	A	A									○		協働のまちづくり部
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A	4	B	2	C	1	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(まちづくりコーディネーター育成事業)

地域の特性を生かしたまちづくりについて、市民と行政が一体となり協働関係をつくるのが重要であり、そのためにまちづくりコーディネーター育成事業を行った。目標の倍以上の受講者があった。希望者が多いということは評価すべきことである。こういったところに来ていただける人材、皆さんというのは、今から行おうとしている地域分権の担い手にもなってくるので、しっかりとこの事業に取り組んでいくよう求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第1部 人権を尊重するまち													
第2節													
<p>【基本方針】</p> <p>人権は、すべての人が生まれながらに持っている、最も基本的な権利であり、人権を尊重した、いかなる差別もない豊かで明るいまちをつくります。</p> <p>そのため、市民や事業者、教育関係者、関係機関、市役所などが連携、協力し、同和問題や、外国籍住民、障害のある人、子ども、高齢者、女性などの人権問題の解決に向け、横断的な取り組みを進めます。</p> <p>【取り組みのあらまし】</p> <p>1 あらゆる施策に人権尊重の視点を取り入れます 5</p> <p>2 効果的な人権啓発・人権教育を進めます 6</p> <p>3 情報・相談機能を充実させます 7</p> <p>4 8</p>													
指 標	単 位	実 績 値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 人権を尊重したまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	31.8											UP
2 人権講座の延べ参加者数	人	1,012	632										人 1,000 UP
3 市職員の人権研修受講者数	人	979	1,130										UP
【主な実施事業及びその評価】													
No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政 マニフェスト	実施部局名
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	2 人権啓発促進事業	A	A										人権文化部
2	2 共同浴場改修事業	B	C										人権文化部
3	2 人権文化センター人権啓発事業	A	B										人権文化部
4	2 人権教育の推進	A	A										人権教育室
5	3 人権文化センター総合相談事業	B	B										人権文化部
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成24年度目標達成度別事業数		A	2	B	2	C	1	D	0				
【施策評価及び今後の取り組み方針】													
<p>(人権啓発促進事業)</p> <p>人権行政については、平成17年度から人権尊重のまちづくり条例を施行しており、条例の視点に立ったところからあらゆる問題に恒常的に取り組んでいるところである。ただ、現実問題としてはいまだ差別が起こっている、落書き等が見受けられるのも事実である。日々、人権啓発に取り組んでいくよう求めておく。</p>													

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第1部 第3節 男女が共に生き生きと暮らすまち

【基本方針】

男女が互いに個人としての尊厳を認め合い、性別にとらわれることなく個性や能力を発揮しながら、生き生きと暮らせるまちをつくります。

そのため、性別による固定的な役割分担意識を無くし、男女が社会のあらゆる分野で対等に活躍するとともに、仕事と家庭を両立して暮らしていけるよう、取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 男女が対等な関係を築く意識を育みます
- 2 仕事と家庭が両立できる環境をつくります
- 3 男女が生き生きと活躍できる職場をつくります
- 4 男女が共にまちづくりを進めます
- 5 だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めます
- 6
- 7
- 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 男女が共に生き生きと暮らせるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	55.8											UP
2 男女共同参画センターの団体登録数	団体	24	23										団体 40
3 審議会などの女性委員参画率	%	25.8	30.1										% 40

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政 マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 男女共同参画推進事業	B	B										○	人権文化部
2	1 男女共同参画センター自主事業	A	A										○	人権文化部
3	3 人事管理事務（管理職への女性登用）	A	A										○	行政管理部
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A	2	B	1	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(男女共同参画推進事業)

男女共同参画推進事業については、各種審議会の委員の女性の比率を上げていこうということで、従前より大分上がったが、目標の40%には到達していない状況がある。その中で、女性の適任者がなかなか見つからないということをよく聞くが、東大阪市で活躍をされている女性の方、あるいは市内には5つの大学・短期大学があり、こういったところで教員をされている方等、多くの有為な人材がおられるので、人材バンクではないが、お願いできるリストをどこかの部署で一元化して、審議会の委員の任期交代の時にその担当と相談をしながら可能な限り女性委員の就任をお願いし、比率を高めていく、そういったことも必要と考えるので、速やかな検討を求めておく。

(管理職への女性登用)

管理職への女性の登用については、社会として求められているところである。主任以上、課長以上の登用について積極的に求めておく。女性が管理職になりやすい環境、女性が管理職として働きやすい職場づくりが必要である。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第1部 第4節 平和の大切さを伝えるまち

【基本方針】

平和は人間として生きるための基本であり、全世界の共通の願いです。市民一人ひとりが平和の大切さを実感し、平和を築き、後世に伝えていくまちをつくります。

そのため、平和への意識を高め、非核平和の重要性を認識できるよう、平和についての啓発や平和学習に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 市民の平和意識を高めます 5
- 2 子どもたちの平和学習を充実させます 6
- 3 平和の重要性と核兵器廃絶のメッセージを世界に発信します 7
- 4 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 平和を意識したまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	36.0											UP
2 平和事業の参加者満足度	%	84	79.8										% 90
3 修学旅行で平和学習に取り組んでいる学校の割合	%	65	69										% 100

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政 マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 平和のまちづくりの推進	B	B											人権文化部
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A	0	B	1	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(平和のまちづくりの推進)

平和のまちづくりの推進については大きなテーマであるが、東大阪市としては、拉致問題、このことを市民の皆様により一層啓発し、現状を知っていただき、東大阪市から大きな流れを呼び起こし、拉致問題の解決のため自治体として先頭に立つという意識で取り組んでいくように求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第1部 第5節 開かれた市役所のあるまち

【基本方針】

市民には「知る権利」が、市役所には「説明責任」があります。市民が主体となったまちづくりの実現のためには、開かれた透明性の高い市役所であることが重要です。そのため、個人情報の保護には十分配慮した上で、積極的に情報を受発信するとともに、市民と市役所が互いの立場を尊重した、対話と参加の機会を設けます。また、市役所業務は常に説明責任を伴い、職員一人ひとりが市役所の広報広聴を担うという認識を持ち、より一層身近で市民に開かれた市役所をめざします。

【取り組みのあらまし】

- 1 市民の声に基づいて市政を進めます 5
- 2 市政にかかわる情報を分かりやすく発信します 6
- 3 市役所が取り扱う市民の個人情報を守ります 7
- 4 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 市役所は市民の意見を広く聴き、情報公開が進んでいると思う市民の割合	%	47.4											UP
2 市ホームページのアクセス件数	件	136万	140万										250万 件 UP
3 市職員の情報セキュリティポリシー研修受講者数	人	551	1,183										UP

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 市民相談業務	B	B											市長公室
2	1 市政世論調査	B	B											市長公室
3	2 子ども市政だより発行事業	B	B											市長公室
4	2 市政だより発行事業	A	A											市長公室
5	2 ホームページ拡充事業	B	B											市長公室
6	2 市政情報番組提供事業	D	D											市長公室
7	2 情報公開制度の推進	D	B											市長公室
8	3 個人情報保護制度の推進	A	B											市長公室
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A	1	B	6	C	0	D	1					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(ホームページ拡充事業)

ホームページの拡充については、平成25年度に入ったが、Facebookがスタートした。まだまだ認知度が足りないようであるが、スタートしたこと、また内容についても市民からは好評である。そのようなことで、このことについては評価をする。より一層市民や他市の人たちにFacebook、あるいはFacebookから市のホームページへと入っていけるように、東大阪市を知ってもらえる、そういった努力をするように求めておく。

(市政だより発行事業)

市民の立場から見ると、市政だよりが便利で最も利用されている広報媒体である。日々工夫をしながら読みやすい、見やすい、私たちの考え方・情報をより的確にご理解いただける紙面づくりについて、不断の努力を求めておく。

(広報媒体のデザイン性)

市政だよりがあって、また、そこに掲載される事業の様々なパンフレットがある。市政だよりはそういう事業のお知らせは文字だけの場合がほとんどだが、ある種の市としてのデザインとかイメージの共通性を持った方がいい広報媒体などあると思うので、そのあたり原局と広報広聴室と、広報媒体のデザイン性などきちんとミーティングをしながら、市民に見やすい、わかりやすい広報媒体の作成に努めるよう求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 文化に親しめるまち
第6節

【基本方針】

文化は心を豊かにし、生きがいを与えてくれます。長い歴史によって地域で育まれてきた、地域の特色を生かした文化に親しみ、大切に思う心を育みます。

そのため、あらゆる活動に文化の視点を取り入れるとともに、個性あふれる豊かな文化を発掘します。また、文化的な資源、情報を発信します。さらに、文化やその担い手を育み、市民が自ら文化活動に取り組める環境や、身近に文化に親しむ機会を提供します。

【取り組みのあらまし】

- 1 あらゆる施策に文化の視点を取り入れます 5
- 2 魅力ある文化情報を把握し、発信します 6
- 3 文化施設を有効に活用します 7
- 4 文化に親しむ機会を提供します 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 文化に親しめるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	35.9											UP
2 文化関連施策の実施件数	件	97	81										120
3 文化施設の延べ利用者数	人	333,877	325,396										500,000

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 文化推進事業	B	C										○	人権文化部
2	3 市民美術センター自主事業	B	B											人権文化部
3	3 市民会館等文化施設整備事業	C	B										○	社会教育部
4	3 児童文化スポーツセンター改修事業	A	-											社会教育部
5	3 永和図書館整備事業	C	B										○	社会教育部
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A	0	B	3	C	1	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(文化推進事業)

文化推進事業については、文化振興条例、文化政策ビジョンに基づいて、計画的、実効的に進めていくように指示をしておく。東大阪市には文化資源というものが、司馬遼太郎記念館、鴻池新田会所などたくさんある。それらをもっとアピールをしていくことを求めておく。また、東大阪市が直接・間接的に運営している文化的な資源、そこでの接遇、市民なり他市の人たちがそこへ訪問をした時の接遇によって、優れた文化資源を10に感じるか20に感じるか30に感じるか大きく変わる。それぞれの文化的資源を運営している人たち、あるいは組織体における接遇のあり方についてもよく考えるように求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第7節 歴史や伝統を大切にすまち

【基本方針】

歴史遺産や伝統はいったん失うと元には戻らない貴重な財産であることから、市や地域の、歴史や伝統を大切にすまちをつくりまします。

そのため、郷土の歴史遺産の調査、研究や、その保存と活用に努め、身近な歴史や伝統の啓発を行い、市民と共に文化財保護を進めます。また、古文書などの歴史資料を調査、整理ならびに保存、活用するとともに、古代から現代までを対象とした市史の編さんに努めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 市民と共に文化財保護を進めます 5
- 2 歴史・文化を感じられるまちづくりを進めます 6
- 3 文化財の普及啓発を進めます 7
- 4 市史の編さん、活用を進めます 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 歴史や伝統を大切にすまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	52.9											UP
2 一般公開している文化財施設の入館者数	人	30,340	27,932										人 30,000
3 文化財ボランティアの延べ活動者数	人	909	1,042										人 1,500

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 文化財ボランティア育成事業	C	B											社会教育部
2	2 河内寺廃寺跡史跡公園整備事業	A	A											社会教育部
3	2 指定文化財保存事業	D	A											社会教育部
4	2 埋蔵文化財発掘調査事業	A	A											社会教育部
5	4 市史編さん事業	B	B											人権文化部
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A	3	B	2	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(文化財ボランティア育成事業)

多くの人たちに参加していただいているが、やはり文化財は行政だけでなく、市民が守り育てるものであるため、みんなで文化財を守り育てるという取組を求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第8節 多くの国・地域や人の交流が育まれるまち

【基本方針】

国籍や民族の異なる人々が、互いの考え方や文化、習慣の違いを認め合い、すべての人が自分らしく生き、交流が育まれるまちであることが大切です。

そのため、多言語で必要な情報を入手できるようにするとともに、異なる文化を持つ市民が理解し合うための機会をつくります。さらに、まちのよさを生かした交流を進めるため、まちの魅力的な情報を提供し、広く内外の人にもそのよさを伝えることで、訪れたいまちをめざします。

【取り組みのあらまし】

- 1 外国籍住民を支援し、社会参加を進めます 5 東大阪市の魅力をつくり、発掘し、発信します
- 2 市民に多文化共生の大切さを伝えます 6
- 3 諸外国との交流、協力を進めます 7
- 4 交流の機会や場所を増やします 8

指標	単位	実績値											目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 多くの国・地域や人の交流が盛んだと思う市民の割合	%	30.4												UP
2 国際情報プラザの多言語相談件数	人	1,145	1,319											人 960
3 国際交流や多文化理解に関するイベントの延べ参加者数	人	24,135	23,763											人 28,000

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 国際情報プラザ事業	A	A											人権文化部
2	2 国際化推進事業	B	B											人権文化部
3	3 日新高等学校生徒短期交換留学事業	A	A											学校教育推進室
4	5 東大阪市魅力アピール推進事業	A	B									○		経営企画部
5	5 観光振興事業	B	B									○		経済部
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A	2	B	3	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(国際情報プラザ事業)

国際情報プラザ事業は、前年度よりさらに多くの利用者があったということで評価をする。他の自治体にはほとんどないユニークな組織である。しかし、市民は国際情報プラザがあって何をしているのかということを知らない人が本当に多い。折角これだけユニークな組織があるのだから、アピールをして、市民の人たちにも何かを知ってもらい、あるいは触れてもらう、そういう機会も与えられるような国際情報プラザになってもらうよう求めておく。

(東大阪市魅力アピール推進事業)

魅力アピール推進事業、カレーパン事業が市民に一定の認知度を得ていることは評価をする。ただ、アピールということに関してはより一層努力が必要である。最近のケースで言うと、カレーパン店が大阪市内の有名デパートで出店をしている、あるいは他市のイベントで出店をしている、その事例を担当として、市として把握していない、そういった事例がよくあった。アピールという視点で、おのおのの事業者がどのような企画なり動きをしているのか把握できるように、民間との連携が必要である。その上で、市として可能な限りのPR、アピールを相乗させることもできる。民間の百貨店であっても、出店するとなれば、ケーブルテレビで放映するとか、Facebookの利用もできる。事業者と連携をとりながら取り組んでいくよう求めておく。

トライくんについては一定定着をしているが、ゆるキャラコンテストとか全国的にブームであるので、東大阪を売るためにそういうアピールをすることも必要である。事業者との連携、情報収集能力を高めることも大事だと思う。

アピールということに関連して、外向けだけではなく、内向けのアピールというのか、勤を働かせてほしい。例えば、今年度、小学校の学校給食の食器をアルマイトから強化プラスチックに替えていくという予算化をしている。その食器にトライくんのデザイン化をできればよかったのだが、時遅しでできなかった。そういった市職員が何かをする時に「何かアピールできないだろうか、少し工夫ができないだろうか」という感性を養ってほしい。子どもたちもトライくんの食器でご飯を食べる、きっと普通の食器よりは面白味もあって、ラグビーのまちという市への愛着を生み出す要因にもなるのではないかなと思う。アピールということで、自分たちの市の良さを知ってもらおうということをおおのの部署で常に考えてほしい。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第9節 **いくつになっても学べるまち**

【基本方針】

豊かな暮らしや充実した人生を送るため、市民が生涯を通して主体的に学び合い育ち合い、自らを高めていくことができるまちづくりを進めます。

そのため、市民が学べる「場所」や「機会」の提供や、「人材」に関する情報などを手に入れやすい生涯学習の環境づくりを進めます。また、市民自らが、あらゆる場所において、あらゆる機会を通じ、生涯にわたって楽しく学べるよう支援します。

【取り組みのあらまし】

- 1 生涯学習に関する情報を手に入れやすくします 5
- 2 利用しやすい生涯学習の場を提供します 6
- 3 参加しやすい学習機会を提供します 7
- 4 生涯学習を支える人材を発掘します 8

指標	単位	実績値										目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32
1 生涯学習活動が盛んだと思う市民の割合	%	25.4										UP
2 生涯学習に関する講座やイベントの延べ参加者数	人	715,212	未									人 873,000
3 市民一人当たりの図書貸し出し冊数	冊	3.94	3.87									冊 4.27

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 生涯学習推進事業	A	未										社会教育部
2	2 市民会館等文化施設整備事業	C	B									○	社会教育部
3	2 永和図書館整備事業	C	B									○	社会教育部
4	2 図書館運営事業	A	A									○	社会教育部
5	3 国際識字年推進事業	A	A										社会教育部
6	3 大学合同公開講座（東大阪市連携7大学公開講座）	A	A										社会教育部
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成24年度目標達成度別事業数		A	3	B	2	C	0	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(図書館運営事業)

社会教育部においては、永和図書館の開館時間を延長したことについては評価する。旭町図書館についても開館時間等の改善ができるよう求める。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第10節 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち

【基本方針】

本市の未来を担う子どもたちの健康や学力、豊かな人権感覚、主体性や調和のとれた人間性を育み、子どもたちの人格の完成をめざします。

そのため、教職員の資質や能力の向上、教育環境の整備、安全な学校園づくりに努めるとともに、子どもたちがすくすく育つ環境づくりのため、地域や家庭の教育力を活性化し、学校園と連携して教育に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 知・徳・体のバランスのとれた子どもを育みます 5
- 2 教育の質を向上させ、教育条件を整えます 6
- 3 子どもが安心して学校に通えるようにします 7
- 4 地域全体で子どもを育みます 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	36.9											UP
2 朝食を取っている児童・生徒の割合(上段:小6・下段:中3)	%	92.5 86.3	93.8 85.7										% 95.0
3 「愛ガード運動」の協力員数	冊	16,262	15,128										冊 18,000

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 学力向上対策学校支援事業	B	B									○	学校教育推進室
2	1 英語教育推進事業	A	A									○	学校教育推進室
3	1 オンリーワンスクール推進事業	A	A										学校教育推進室
4	1 文化芸術にふれる機会の拡大	B	B									○	学校教育推進室
5	1 クラブ活動推進事業	B	B									○	学校教育推進室
6	1 環境教育推進事業	B	B									○	学校教育推進室
7	1 食育の推進事業	A	A									○	学校教育推進室
8	1 学校園教育支援協力者活用事業	A	A										学校教育推進室
9	1 連携教育推進事業	A	A										学校教育推進室
10	1 日新高等学校生徒短期交換留学事業	A	A										学校教育推進室
11	1 学校給食を通じた地産地消啓発事業	C	A									○	学校管理部
12	2 二期制の検証・実施	C	C										学校教育推進室
13	2 学校教育情報化推進事業	B	B										学校教育推進室
14	2 教職員研修・教育研究の充実	A	A										教育センター
15	2 学校規模適正化事業	B	C									○	学校管理部
16	2 人権教育の推進	A	A										人権教育室
17	3 子ども安全安心推進事業	A	B									○	学校教育推進室
18	3 特別支援教育推進事業	B	B									○	学校教育推進室
19	3 いじめ防止対策事業	A	A									○	学校教育推進室
20	3 児童虐待防止対策事業	A	A									○	学校教育推進室
平成24年度目標達成度別事業数		A	20	B	13	C	3	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(特別支援教育推進事業)
 学校教育推進室においては、スクールヘルパー、医療的ケアが必要な児童に対するケアアシスタントの増員など、マンパワーが必要な事業であり、これを増員したことについては評価をするものである。

(学力向上対策学校支援事業)
 大阪府下の平均を超えるという目標が達成できていない。達成できない原因について究明しているが、やはり学力向上というのは学校として第一の課題であり、責務である。このことにはしっかりと取り組むように求めておく。

すべての教職員が大阪府下平均を上回るという具体的な目標を共有する必要がある。学校現場では、学力向上についてももちろん認識はされているが、体力や道徳力、人間力などと同列視されてしまっている。当然どれも大事であるが、見方を変えれば、学力向上というものを隠してしまっているのではないかと。改めて学校現場の教職員に対し、学力向上というのは一番の課題であるということ徹底する必要がある。例えば、職員室に目標を大きく掲示するなど、具体的な取組も求められるのではないかと。

あわせて、学力向上の一環として、小中学校9年間を一貫したカリキュラムで取り組む自治体が増えている。東大阪でも取り組んでいるとは聞いているが、保護者の方から見ると、本市が9年間一貫したカリキュラムで授業を進めているという認識はほとんどない。このことについては、ぜひとも取り組んでもらいたい。

(学校規模適正化事業)
 学校管理部については、大蓮・大蓮東小の統合委員会を進めながら、一定の方向性が出たことについては評価する。スケジュールどおりの大蓮・大蓮東小の統合を進めるとともに、計画にある永和小と菱屋西小の統合については、公共施設の再編整備とも大きく関わる統廃合となるので、速やかに保護者・地域の理解を得られるように重点的に取り組むよう求める。

【次頁へ続く】

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第10節 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち

【基本方針】

本市の未来を担う子どもたちの健康や学力、豊かな人権感覚、主体性や調和のとれた人間性を育み、子どもたちの人格の完成をめざします。

そのため、教職員の資質や能力の向上、教育環境の整備、安全な学校園づくりに努めるとともに、子どもたちがすくすく育つ環境づくりのため、地域や家庭の教育力を活性化し、学校園と連携して教育に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 知・徳・体のバランスのとれた子どもを育みます 5
- 2 教育の質を向上させ、教育条件を整えます 6
- 3 子どもが安心して学校に通えるようにします 7
- 4 地域全体で子どもを育みます 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	36.9	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	UP
2 朝食を取っている児童・生徒の割合（上段：小6・下段：中3）	%	92.5 86.3	93.8 85.7										% 95.0
3 「愛ガード運動」の協力員数	冊	16,262	15,128										冊 18,000

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	3 教育相談・発達相談・いじめ防止対策推進事業	A	A									○	教育センター
2	3 不登校対策支援事業	A	A										教育センター
3	3 学校施設耐震化事業	B	A									○	建築部
4	3 収容対策事業	A	A										教育総務部
5	3 大規模営繕・学校整備事業	B	B										教育総務部
6	3 高等学校整備事業	B	B										教育総務部
7	3 幼稚園舎整備事業	C	B										教育総務部
8	3 教材校用備品整備事業	B	B										教育総務部
9	3 幼稚園大型備品整備事業	B	B										教育総務部
10	3 エコスクールの推進	A	A									○	教育総務部
11	3 暑さ対策設備整備	A	A									○	教育総務部
12	3 学校用地取得事業	A	-										教育総務部
13	3 給食施設整備事業	B	B										学校管理部
14	3 いじめ防止対策推進事業	A	A									○	人権教育室
15	4 学校協議会の運営	A	A									○	学校教育推進室
16	4 学校施設の地域開放	C	A									○	教育総務部
17	4 総合的教育力活性化事業	C	C									○	社会教育部
18													
19													
20													
平成24年度目標達成度別事業数		A	/	B	/	C	/	D	/				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

【前頁より】

(教育相談・発達相談・いじめ防止対策推進事業)

教育センターにおいては、いじめに係る対策として、相談員の体制を工夫しながら、目標を上回る相談事業を実施できたことは評価する。障害のある子どもたちへの対応、とりわけ保護者の皆さんは大変に心配しておられるので、丁寧な対応を行うと同時に、いじめ防止については、教育センターのみならず現場やあらゆる教育関係者が連携をとって、些細な事象も見逃すことなく対応するよう求めておく。

(学校規模適正化事業)

学校管理部については、大蓮・大蓮東小の統合委員会を進めながら、一定の方向性が出たことについては評価する。スケジュールどおりの大蓮・大蓮東小の統合を進めるとともに、計画にある永和小と菱屋西小の統合については、公共施設の再編整備とも大きく関わる統廃合となるので、速やかに保護者・地域の理解を得られるように重点的に取り組むよう求める。

(いじめ防止対策推進事業)

人権教育室については、東大阪市で決していじめを起こさせないという不断の努力が求められる。そして、仮に事象が起こった場合でも、影響が少ない初期の段階で適切な対応を講じ、二度と起こさせないよう、関係部局と十分な情報交換をして対応するよう求める。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第11節 青少年が健やかに育つまち

【基本方針】

青少年が自らに誇りを持ち、責任を自覚し、たくましく健やかに成長することは、市民すべての願いです。

そのため、青少年が関心を持てるような活動の場や機会を広めるとともに、保護者だけでなく地域の市民が協力して青少年の健全な育成を見守ることで、青少年が社会的に自立し、コミュニケーション能力や体力が向上するよう、青少年が健やかに育つまちづくりに取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 青少年の健全育成につながる情報提供、啓発を進めます 5
- 2 青少年の立場で活動の場や機会を提供します 6
- 3 青少年の健全育成を見守り、応援します 7
- 4 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 青少年が健やかに育つまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	33.8											UP
2 不良行為の補導件数	件	4,896	5,544										DOWN
3 青少年健全育成啓発事業の参加者数	人	100	190										UP

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 青少年健全育成推進事業（家庭教育の手引きの作成）	A	A										○	社会教育部
2	3 留守家庭児童育成事業	A	A											社会教育部
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A	2	B	0	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(留守家庭児童育成事業)

平成27年度に法改正を控えているが、先ほど子どもすこやか部でも指示をしたが、十分に関係部局と連携し、法改正の趣旨を見据え対応するよう求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第12節 スポーツを楽しめるまち

【基本方針】

「ラグビーのまち東大阪」としてラグビーの持つイメージを生かし、スポーツに対する市民の関心や意欲を高め、市民生活に健康と豊かさをもたらすことができるよう、スポーツを楽しめるまちをつくります。そのため、市民がスポーツへの関心を高めることができる、さまざまなスポーツを楽しむ機会を提供します。また、市民が安全で利用しやすい施設でスポーツを日常的に行えるようにします。そして、それらの機会を通じて、市民の健康づくりや青少年の健全な育成につなげます。

【取り組みのあらまし】

- 1 だれもが身近でスポーツに親しめる機会を提供します 5
- 2 安全で利用しやすい施設整備を進めます 6
- 3 「ラグビーのまち東大阪」のまちづくりを進めます 7
- 4 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 生涯を通してスポーツを楽しめるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	37.1											UP
2 市民スポーツ大会等の参加者数	人	64,339	59,093										UP
3 東大阪アリーナの延べ利用者数	人	581,271	644,175										UP

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	2 学校体育施設等開放事業	B	未										○	社会教育部
2	2 学校プール開放事業	A	A										○	社会教育部
3	2 児童文化スポーツセンター改修事業	A	-											社会教育部
4	3 ラグビーワールドカップ2019近鉄花園ラグビー場誘致事業	D	D										○	ラグビーWC誘致室
5	3 大規模スポーツ施設運営補助事業	B	C											ラグビーWC誘致室
6	3 ふるさとづくり推進事業	B	B										○	ラグビーWC誘致室
7	3 全国ラグビーフットボール大会支援事業	A	A											社会教育部
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A	2	B	1	C	1	D	1					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(ラグビーワールドカップ2019近鉄花園ラグビー場誘致事業)

先だってラグビーワールドカップ2019の概要が発表された。誘致活動で署名をいただいた7万人の市民、ラグビー・花園・東大阪を愛する人たちの熱い思いも届けているところなので、誘致室が中心となって、全庁的に何としてでもワールドカップを誘致するという強い信念をこれからも示していくこと。

ラグビーの試合だけではなく、このことを契機に東大阪市の情報発信、モノづくり等も含めて、全国、全世界に情報発信をしていこうということなので、十二分に理解をしておくよう求めておく。花園を中心とした各施設のあり方、東大阪市のスポーツ都市という観点を、ラグビーワールドカップ誘致とあわせて考えていく大きな契機になると思う。そういった意味で、ラグビーだけではなく、花園を中心として東大阪市のいわばスポーツ都市としてのあり方、そういったことを関係部署とともに考えていくよう求めておく。施設のあり方ということについても十二分に検討しておくよう求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第13節 健康で元気に暮らせるまち

【基本方針】

市民一人ひとりが、心も体も健康で生きがいを持って人生を送れるよう、健康で元気に暮らせるまちをつくりまします。

そのため、運動習慣や食生活の改善など規則正しい生活習慣を確立し、健康診査 やがん検診の受診など健康管理に対する意識を高め、生活習慣病の予防を進めます。また、地域保健対策や健康危機管理の拠点として保健所などの組織体制を確保し、感染症の予防と拡大防止や、心と体の健康づくりに取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 地域保健対策、健康危機管理対策を総合的に進めます
- 2 健康づくりや食育 に取り組む市民を増やします
- 3 疾病などの予防や早期発見に努めます
- 4 感染症の予防と拡大防止に努めます
- 5 特定疾患や呼吸器系疾患対策などを充実させます
- 6 心の健康づくりに取り組みます
- 7
- 8

指 標	単位	実 績 値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 心も体も健康で元気に過ごせるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	27.3											UP
2 市民の平均寿命(男性・女性)	歳	未	未										UP
3 胃がん検診の受診率	%	11.1	10.2										% 15.0

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政 マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 健康危機管理対策	C	C											健康部
2	2 健康トライ21 啓発事業	A	A											健康部
3	2 食育関係事業	A	A									○		健康部
4	2 栄養改善業務	B	B											健康部
5	3 医療費適正化事業	D	D											市民生活部
6	3 健康増進事業	A	B									○		健康部
7	4 結核対策事業	A	B											健康部
8	4 予防接種事業	A	A											健康部
9	4 感染症対策事業	B	B											健康部
10	4 エイズ対策経費	A	A											健康部
11	6 自殺予防対策事業	A	A									○		健康部
12	6 精神保健福祉対策事業	B	B											健康部
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A	5	B	5	C	1	D	1					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(健康増進事業)

健康増進事業について、がん、特定検診の受診率向上は、長年の課題である。グループ受診を奨励したり、いろいろと受診率向上の取組をしていることについては評価をする。しかし、まだまだ低い数値で推移をしている。可能な限り市民の皆さんに検診を受ける意義を理解してもらって、また、医療機関、関係機関とも十分連携しながら、検診を受けやすい雰囲気づくりをすることにより一層努力を求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第14節 安心して医療を受けられるまち

【基本方針】

命を守る保健・医療は、地域にとって掛け替えのないものです。保健・医療の関係機関だけでなく、患者や家族など市民みんなで医療を支え、市民が自らの状態に合った安全・安心な医療を受けることができるまちをつくります。そのため、医療の質を確保するとともに、近隣市との連携による救急の広域化や地域間での医療施設の連携、安心できる診療体制の構築を進めます。また、医療機関の適正な利用や薬の使用方法について、市民の理解を深めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 地域の医療関係機関の連携によって医療体制を整備します
- 2 医療機関の適正な利用を進めます
- 3 医療機関などへの検査や指導をより充実させます
- 4 市立総合病院の設備や機能を充実させます
- 5 医療相談窓口を充実させます
- 6 薬についての健康教育を拡充します
- 7
- 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 安心して医療を受けられるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	36.9											UP
2 病院への立ち入り検査で適合した項目の割合	%	98.1	98.0										% 100
3 薬健康教育や薬物乱用防止講習の延べ参加者数	人	5,762	7,373										UP

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 小児初期救急広域運営事業	A	A										○	健康部
2	1 休日夜間二次救急診療体制運営事業	A	A										○	健康部
3	3 医療機関などへの立入検査、監視指導	B	B											健康部
4	4 高度医療機器整備事業	A	A											総合病院
5	4 総合病院増改築事業	A	A											総合病院
6	5 高齢者医療制度の円滑な実施	B	A											市民生活部
7	6 医薬品適正供給確保事業	B	B											健康部
8	6 薬物乱用防止講習会などの実施	A	A											健康部
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A	6	B	2	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(かかりつけ医、かかりつけ薬局)

健康部にはあらゆる機会に言っているが、市民のかかりつけ医、かかりつけ薬局が定着するように、しっかりと可能な限りの対策をとるよう求めておく。

(総合病院増改築事業)

平成22年度より進めてきた病棟の増改築については、平成23年9月に竣工し稼働している点については評価する。がん診療拠点病院として、機能拡充等をしている点についても評価する。

(医師、看護師の確保)

しかし、一部の診療科目で専門医の不足、看護師の慢性的な不足により、診療科を休止している状況もあるので、医師、看護師等の医療職の安定的な確保についてあらゆる手段を講じるとともに、医師、看護師が東大阪市立総合病院で働きたいと言われるような病院にしていくよう求める。

(救命救急センター)

また、大阪府立中河内救命救急センターについては、大阪府から本市に対し運営の一体化を求められているが、総合病院として効率的な運営をするための救命救急センターでなければならない。それらの過程についてもリアルタイムに状況を把握するよう求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 生活衛生が行き届いたまち

【基本方針】

生活の質を高め、市民が安全で快適な暮らしを送ることができるよう、生活衛生が行き届いたまちをつくりまします。そのため、食品関係、生活衛生関係施設などの監視指導などにより、食中毒や感染症、食品事故、飲料水などの健康危機の発生を防ぎます。もし被害が発生した場合には、被害拡大の防止に努め、復旧のための取り組みを行います。また、火葬場の改善なども進めます。

さらに、狂犬病予防と動物愛護の視点から、飼い犬や飼い猫の適正な飼育の在り方を広めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 食品などの安全を確保します
- 2 良好な生活環境を提供します
- 3 保健衛生に関する試験検査機能を充実させます
- 4 斎場の改善に取り組みます
- 5 飼い犬や飼い猫の適正な飼育を啓発します
- 6
- 7
- 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 生活衛生が行き届いたまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	35.9											UP
2 食品衛生法に違反した食品の件数	件	1	0										DOWN
3 生活衛生関係施設の適正割合	%	87.5	89.1										% 95

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政 マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 食品安全衛生の強化	A	A											健康部
2	3 環境衛生検査センター検査機器整備事業	-	C											健康部
3	4 斎場整備事業	-	A											健康部
4	5 動物指導管理業務	B	B											健康部
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A	2	B	1	C	1	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(食品安全衛生の強化)

食品安全衛生の強化については、本市において平成24年度は重大な食中毒事象は発生しなかったが、他地域で重大な事象も発生している。あらゆる機会を通じ、食品衛生に関する正しい知識と情報について啓発するよう求める。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第16節 みんなで支え合う福祉のまち

【基本方針】

すべての人が、互いに尊重し合い、支え合い、だれもが住み慣れた地域で安心して共に暮らすことができるまちをつくりまします。

そのため、地域住民、福祉関係者や団体、各種の専門機関などと連携して、身近な相談窓口の充実などサービスが利用しやすい仕組みをつくりまします。また、地域福祉の新たな担い手の育成やネットワークの構築など、地域における福祉環境・基盤づくりに取り組みまします。

【取り組みのあらまし】

- 1 地域で支え合う仕組みづくりを進めます
- 2 身近に相談しやすい環境をつくりまします
- 3 ネットワークによって地域福祉の課題を解決します
- 4 地域福祉の担い手づくりを進めます
- 5 すべての人が生活しやすい環境を整備します
- 6 質の高い福祉サービスを利用できるようにします
- 7
- 8

指 標	単 位	実 績 値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 みんなで支え合う福祉のまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	41.0											UP
2 民生委員・児童委員による相談・支援件数	人	29,796	未										人 41,300
3 小地域ネットワーク活動	件、人	316,875 92,784	342,062 89,869										件、人 28,000、74,000

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政 マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 災害時要援護者リスト作成事業	A	B										○	福祉部
2	2 コミュニティソーシャルワーカー配置事業	A	A											福祉部
3	3 小地域ネットワーク活動推進事業	A	A											福祉部
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A	2	B	1	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(災害時要援護者リスト作成事業)

リストのメンテナンスは、民生委員をはじめとした地域の関係者の方々と連携し、常に新しい情報にしていくとともに、専門機関と協力し、災害時に真に援護が必要な方の登録を進めるよう求めておく。

(コミュニティソーシャルワーカー配置事業) (小地域ネットワーク活動推進事業)

地域福祉の関係では、コミュニティソーシャルワーカーの配置、小地域ネットワーク活動が目標値を大幅に達成し、地域の中でいいかたちで進んでいると思う。いろいろ課題はあるが、さらなる地域連携を進めていくよう求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第17節 安心して子どもを生み、育てられるまち

【基本方針】

子どもを慈しむとともにいとしく思い、子育てを喜び、子どもの健やかな成長を願う気持ちは、だれもが持っています。安心して出産、子育てができる環境づくりによって、子どもを育てる喜びが実感でき、すべての子どもの健やかな成長と、子どもの権利が尊重され、子どもの生きる力や夢を育むことができるまちをめざします。

【取り組みのあらまし】

- 1 地域全体で子育てを見守ります
- 2 子どもと親の健やかな心と体づくりを進めます
- 3 だれもが安心できる育児環境を整備します
- 4 一人親家庭の子育てを応援します
- 5 すべての人が生活しやすい環境を整備します
- 6 質の高い福祉サービスを利用できるようにします
- 7
- 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	46.5											UP
2 子育て支援事業の延べ利用者数	人	95,000	153,091										130,000人
3 保育所の入所待機児童数	人	192	214										0人

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価											第2期市政マニフェスト	実施部局名
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 地域子育て支援センター整備事業	A	A										○	子どもすこやか部
2	1 地域子育て支援センター事業	A	A										○	子どもすこやか部
3	1 児童育成地域活動事業	A	A											子どもすこやか部
4	2 子ども医療費助成事業	A	A										○	市民生活部
5	2 児童虐待防止事業	B	C										○	子どもすこやか部
6	2 母子保健事業	B	B										○	健康部
7	2 思春期保健対策事業	A	A											健康部
8	2 健診時育児支援・虐待対応サポート事業	A	A											健康部
9	3 民間保育所施設整備補助事業	C	C										○	子どもすこやか部
10	4 母子家庭等対策総合支援事業	A	A											子どもすこやか部
11	4 母子自立支援事業	A	A										○	子どもすこやか部
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A	8	B	1	C	2	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(地域子育て支援センター整備事業)
E地域の子育て支援センターが具体的に整備が進んでいることは評価する。既に稼動しているセンターの中では、建物の構造も含めて、「あさひっこ」が大変人気がある、喜ばれている施設である。工事は進んでいるが、運営も含めて、「あさひっこ」のいいところを取り入れて、より一層E地域の支援センターが子育て支援においてバージョンアップするように求めておく。

(民間保育所施設整備補助事業)
保育所の施設整備補助事業については、待機児童の解消ということが本市にとって大きな課題である。今日も日本経済新聞社の記事の中で触れられていたが、保育所の増設をすれば事足りるというのはわかるが、将来の人口動向等を含めて、適切な施策の展開が求められている。そういった意味で、総合的な手段をもって待機児童の解消に当たるよう求めておく。とりわけ総理の「横浜方式」の発言以来、待機児童の問題については大変注目をされている。東大阪市としても、「横浜方式」がすべていいとは私は考えていないが、いい部分は取り入れながら、待機児童の解消に努めてもらうよう求めておく。

(子ども・子育て支援制度)
あわせて、平成27年度の法律の本格施行に向けて、子ども・子育て支援新制度の構築を進めているところであるが、このことは多くの部署が関係するところである。先般、要綱もつくり、組織的な整備をした。実務面を含め、子どもすこやか部長が責任を持って取り組むよう指示しておく。

(母子保健事業)
母子保健事業については、妊産婦検診の公費負担額を拡大し、14回10万円、ほとんど本人負担がなく定期受診ができるようになってきている。未受診者をゼロにする努力、保健センターで受診をしていない、あるいは1回受診をして2回目していない人、あるいは出産後の乳幼児の受診等も含めて、いろいろと努力をしてくれていることについては評価をする。ただ、とりわけ妊産婦検診、乳幼児健診の未受診者をゼロにする、結果として、このことが児童虐待を減らす、あるいはネグレクトの問題にもつながってくると思うので、ぜひとも妊産婦検診未受診者、乳幼児健診未受診者ゼロということを求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第18節 高齢者が生きがいを持って暮らせるまち

【基本方針】

超高齢社会が到来し、多くの高齢者が地域で暮らす時代となる中、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、身近で信頼できる相談窓口を整えます。また、介護が必要な高齢者や認知症の高齢者の生活を支える介護サービスを確保し、地域で支え合うネットワークづくりに取り組みます。

さらに、高齢者の健康づくりや介護予防活動を進めるとともに、これまでに培った知識や経験が地域社会のために生かされるなど、高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らせるよう支援します。

【取り組みのあらまし】

- 1 地域生活と自立を支える仕組みづくりを進めます
- 2 高齢者の健康づくりと介護予防を進めます
- 3 高齢者の生きがいづくりを応援します
- 4 高齢者の尊厳を守り、支えます
- 5 介護保険制度を適正に管理運営します

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 高齢者が安心し、生きがいを持って暮らせるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	30.6											UP
2 地域包括支援センター・在宅介護支援センターの相談件数	件	36,238	35,700										人 47,500
3 介護予防事業の延べ参加者数	人	13,121	13,255										人 30,000

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価											第2期市政 マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32				
1	1 老人福祉施設等施設整備補助事業（養護・軽費老人ホーム）	-	A												福祉部
2	1 ひとり暮らし高齢者等訪問相談事業	B	B												福祉部
3	1 食の自立支援事業	B	B												福祉部
4	1 緊急通報装置レンタル事業	B	B												福祉部
5	1 街かどデイハウス運営事業	B	A									○			福祉部
6	1 訪問理美容サービス事業	D	C												福祉部
7	1 敬老事業	B	B												福祉部
8	1 高齢者ふれあい入浴事業	B	B												福祉部
9	1 地域包括支援センター運営事業	A	B									○			福祉部
10	1 家族介護者の支援	D	D												福祉部
11	2 はり・きゅう等施術事業	B	C												福祉部
12	2 介護予防事業	C	C									○			福祉部
13	2 老人センター介護予防事業	D	C									○			福祉部
14	2 老人クラブ活動助成事業	B	C												福祉部
15	3 福祉農園設置事業	B	B												福祉部
16	4 高齢者虐待の防止	A	A									○			福祉部
17	5 社会福祉施設等整備費補助事業（介護基盤の整備）	A	A												福祉部
18	5 スプリンクラー整備事業	A	-												福祉部
19	5 介護相談員派遣事業	B	B												福祉部
20	5 介護給付適正化事業	A	B												福祉部
平成24年度目標達成度別事業数		A	4	B	9	C	5	D	1						

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(地域支え合い体制づくり)

高齢者の地域支え合い体制づくり事業については、社会福祉協議会主体で実施をしているところである。この事業を実施できることは評価をするが、マンネリ化にならないように、内容について精査をしながら、住民ニーズをしっかりと把握して、いい事業に育てるように求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第19節 障害のある人が自立して生活できるまち

【基本方針】

障害のある人が生活しやすいまちは、すべての人にとって生活しやすいまちです。障害のある人のあらゆる権利や自由が確保され、家庭や地域社会の中で自立した生活ができるまちづくりをめざします。

そのため、障害のある人の生涯を通じ、成長の段階に応じた療育・就労・生活支援サービスをはじめとした基盤整備を進め、相談しやすい環境づくりや関係機関の連携などで、障害のある人の生活の安全・安心機能を高めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 障害のある人への理解と地域の交流を進めます 5
- 2 障害のある人が自立した生活ができるよう支援します 6
- 3 障害者教育や療育サービスを充実させます 7
- 4 障害のある人の就労や保健・医療を支えます 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 障害のある人が家庭や地域社会の中で自立して生活できるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	28.0											UP
2 障害福祉サービスの利用率	%	80.1	65.0										% 80.0
3 療育センター内診療所の延べ受診者数	人	10,438	11,045										人 18,000

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政 マニフェスト	実施部局名
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	2 住宅改造助成事業	B	C									○	福祉部
2	2 社会福祉施設等施設設備整備費補助事業	C	A										福祉部
3	2 障害者自立支援にかかる給付	A	A									○	福祉部
4	2 障害者地域生活支援事業	A	B									○	福祉部
5	2 コミュニケーション支援事業	B	C									○	福祉部
6	2 在宅心身障害者(児)短期入所事業	A	B										福祉部
7	2 障害者ケアホーム運営安定化事業	B	A										福祉部
8	2 成年後見支援センター事業	A	A										福祉部
9	3 新障害児者支援拠点施設整備事業	A	A									○	福祉部・子どもすこやか部
10	3 児童デイサービス事業	A	A									○	子どもすこやか部
11	4 ジョブライフサポーター派遣事業	A	A										福祉部
12	4 介護タクシー補助事業	C	A										福祉部
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成24年度目標達成度別事業数		A	8	B	2	C	2	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(新障害児者支援拠点施設整備事業)

新障害児者支援拠点施設の整備事業が具体的に動き出した。そのことは評価すると同時に、いい施設となるよう努力を重ねていくように求めておく。施設は違うが、市立総合病院が平成10年5月にオープンした。その時、573床の病院にしては狭い、天井が低いという印象を受けた。確かにその当時、またその後も含めて、600床近い病院ではもっともっと床面積が大きい。そういった意味で、新施設は十二分に機能と建物のある種のゆとりというものを考える必要があると思う。あらゆる機能をそこへ盛り込みたいということは当然であるが、そのことがある意味窮屈なものになれば、結果として使い勝手等の問題を含めて課題が出るのではないかなと危惧をするので、十二分に専門家の人たちとも検討を重ねておくよう求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 生活自立相談や支援が受けられるまち

【基本方針】

すべての人が健康で文化的な最低限度の生活を営むことは、憲法で保障された権利の一つです。そのため、支援を必要とする人が自立した生活を営めるよう、利用できる支援内容についての情報を入手し、必要な支援が受けられる環境を整備します。また、高齢者の生活が安定するよう、国民年金制度の手続きなどについて、市民の身近な窓口となります。

【取り組みのあらまし】

- 1 低所得者世帯などの生活自立を応援します 5
- 2 生活保護を適正に実施します 6
- 3 国民年金制度のサービス内容を分かりやすく発信します 7
- 4 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 生活自立相談や支援が受けられるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	35.9											UP
2 福祉事務所で実施している就労支援相談の件数	件	1,900	2,280										1,300 件
3 就労支援相談によって自立した人の割合	%	9.6	2.3										20.0 %

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	2 生活保護適正実施推進事業	B	B											福祉部
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A	0	B	1	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(生活保護適正実施推進事業)

生活保護適正実施推進事業ということで、様々な取組を進めているところである。特に、不正受給等への対策、貧困ビジネスへの対策、医療扶助・介護扶助の適正化、就労支援、この4本を中心に進めているところだが、就労支援が目標達成していない、なかなか難しいところである。国でも就労支援については制度を変えていこうということなので、それにあわせて、ぜひとも市として目標達成に努めてもらうよう求めておく。あわせて、東大阪市としてのシンボリックな生活保護抑制対策を早く打ち出す必要がある。そういった中で、医療扶助に係るかかりつけ薬局、これは今年度の課題にもなっているが、処方箋を出し、薬を受け取る薬局は1箇所に限定をする、できれば8月1日付けくらいで実施できるように強く求めておく。

生活保護の適正化というのは、いつも言っているが、生活保護費の増額を抑えないと、いくら一生懸命行革をしても、全部ここに食われてしまう現状がある。これは福祉部だけの仕事ではなく、あらゆる部署がいろいろな意味で生活保護の現状というものを把握する、そして生活保護に係る様々な情報なりをつかんだら速やかに担当に伝えるということで、全庁的な最優先課題であるという認識を持ってもらうということ、再度指示しておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第4部 第21節 モノづくりが元気なまち

【基本方針】

本市の工業が発展することは、市の発展のみならず、日本の製造業の発展にもつながっています。市内製造業の付加価値をさらに高め、次の世代に対しても優れた経営資源を継承できるようにするとともに、全国でも有数の企業集積の強みを生かした、モノづくりが元気なまちをつくります。

そのため、既存技術の改良だけでなく、新しい技術や製品の開発を積極的に支援するとともに、それらを担う人材の育成、確保や、市内製造品の販売促進、他都市や地域との交流を進めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 モノづくり企業の高付加価値化を支援します 5
- 2 「モノづくりのまち東大阪」を次の世代に引き継ぎます 6
- 3 モノづくり企業の販路開拓を応援します 7
- 4 地域経済の連携、交流に取り組みます 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 市内のモノづくり企業が元気だと思う市民の割合	%	42.2											UP
2 東大阪ブランド認定製品数	製品	129	135										UP
3 従業者一人当たりの粗付加価値額	万円	866	未										UP

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政 マニフェスト	実施部局名
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 産業技術支援センター整備事業(機器整備・建替)	A	A									○	経済部
2	1 環境ビジネス関連事業	A	A										経済部
3	1 東大阪デザインプロジェクト事業	A	C									○	経済部
4	1 モノづくり研究活性化事業	D	D										経済部
5	1 東大阪市製品化促進事業	D	C										経済部
6	1 知的財産支援事業	D	D									○	経済部
7	2 産業技術支援センター整備事業(技術研修)	B	B										経済部
8	2 次世代モノづくり啓発事業	A	A									○	経済部
9	2 ものづくり人材の育成	C	B										学校教育推進室
10	3 中小企業情報提供事業	B	B										経済部
11	3 東大阪ブランド推進機構補助事業	B	B									○	経済部
12	3 海外販路拡大事業	A	A										経済部
13	3 首都圏販路拡大事業	D	A										経済部
14	3 モノづくり商談会開催事業	D	-										経済部
15	4 都市間交流支援事業	B	A										経済部
16	4 中小企業都市連絡協議会事業	A	A										経済部
17													
18													
19													
20													
平成24年度目標達成度別事業数		A	7	B	4	C	2	D	2				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(高付加価値化関連事業)

製品の高付加価値化関連事業について、デザインの向上、あるいは東大阪ブランド製品の高付加価値化の取組については一定の評価をする。海外での商談会を含めて、東大阪ブランドの積極的な発信に取り組むよう求める。ただ、市民目線からすれば、東大阪ブランドの定義がわかりにくい。メイドイン東大阪なのか何なのか。ブランドをより一層広めるためにも、東大阪ブランドの定義をわかりやすくはつきりと知らしめる必要がある。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第4部 第22節 買い物しやすいまち

【基本方針】

日々の買い物が身近でできる商店は、市民生活にとって無くてはならないものです。商店街を中心とした商業集積地域の魅力を高めることによって、市民が買い物やすく、買い物に訪れたい、にぎわいのあるまちをつくりたい。

そのため、商業集積地の魅力づくりに取り組むとともに、商店街に人が集まり、安心して快適に買い物ができるよう支援します。

【取り組みのあらまし】

- 1 特色ある商業集積地域づくりを支援します 5
- 2 「元気な店舗グループ」の活動を支援します 6
- 3 地域資源の活用で集客力を強化します 7
- 4 安心して快適に買い物ができる環境づくりを進めます 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 だれでも不自由なく買い物できるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	39.3											UP
2 「元気な店舗グループ」支援の対象数	件	1	1										件5
3 市内で買い物をした市民の割合(顧客流入比率)	%	74.7	74.7										UP

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 地域密着型支援事業	B	D										○	経済部
2	1 商業振興コーディネート事業	A	A											経済部
3	1 空き店舗活用促進事業	C	C										○	経済部
4	2 元気グループ推進支援事業	A	A											経済部
5	2 商店街・小売市場人材育成事業	C	B											経済部
6	3 地域資源活用・広域集客型支援事業	D	C											経済部
7	4 共同施設設置助成事業	A	A											経済部
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
平成24年度目標達成度別事業数		A	3	B	1	C	2	D	1					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(商店街関係事業)

商店街の関係事業については、恒常的に対応してもらっているが、なかなか商店街・小売市場の活性化は難しいのが現状である。しかしながら、商店街・小売市場は地域にとって大事なものである。市全体の商店街・小売市場・商業の活性化は、それぞれの地域の特性を生かした活性化に向け、政策を絞り込む必要がある。また、商業の活性化のイベント事業として、先日、小阪・八戸ノ里の飲食店が集まり、「なのはなバル」があったが、チケットを持った方が地図を片手に歩き回っておられる姿が多く見受けられ、それぞれの店のリピーターにつながっているかと思う。やはり地域あるいはジャンルを絞り込んだ支援が求められているかと思うので、その観点から考えることを求める。

(観光振興事業)

観光振興事業については、東大阪市の観光といえば、現在モノづくり観光というのがメディアでも取り上げていただいている。先ほども触れたが、観光資源・優れた施設・場所があるので、是非ともそういったことをなるべく多くの人に、わかりやすく説明できるように求めておく。大阪府、大阪市、大阪商工会議所など関西経済3団体が3分の1ずつ出資し、大阪観光局が設立された。大阪府が3分の1を出資しているということは、東大阪市も大阪観光局を通じてアピールできる権利があるはずである。観光局の組織に対し、東大阪市の売り出す様々な手法について十二分に協議をして、利用できるように求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第4部 第23節 農業と農地空間を大切にすま

【基本方針】

安全で安心できる農産物の提供や地産地消、食育を通じて、都市農業を身近に感じ、農業と農地空間を大切にすまをつくりま。

農業の持続と、都市の貴重な緑地である農地空間の保全のため、次世代の担い手を育成していくとともに、農業と農地空間の持つ公益的な役割をさらに発展、拡大しま。

【取り組みのあらまし】

- 1 安全で新鮮な農産物を消費者に届けま
- 2 東大阪市の特産物を地域ブランドとして発信しま
- 3 農業と農地空間の担い手を育てま
- 4 農地空間の持つ価値や機能を生かしま
- 5 有害鳥獣被害への対策を進めま
- 6
- 7
- 8

指標	単位	実績値										目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32
1 農業と農地空間を大切にすまづくりが進められていると思う市民の割合	%	27.8										UP
2 農地面積	ha	242	242									ha 258
3 大阪府が認定したエコ農業者数	人	143	161									人 100

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 農業啓発推進事業	A	A										経済部
2	1 学校給食を通じた地産地消啓発事業	C	A									○	学校管理部
3	2 農産物展示品評会事業	A	A										経済部
4	3 都市農業活性化農地活用事業	B	B									○	経済部
5	4 花とみどりいっぱい運動事業	D	D									○	経済部
6	4 農業用排水路維持管理補助金	A	A										土木工営所
7	4 五個水路改修事業	A	B										土木部
8	5 有害鳥獣捕獲対策事業	A	A										経済部
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成24年度目標達成度別事業数		A	5	B	2	C	0	D	1				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(農業啓発推進事業)

ファームマイレージ事業については、全国的に注目されている。ただ、残念なことにまだまだ市民には浸透していない。事業としては非常にいいものであるのもっともっとPRするように。先だっても新聞報道されていたが、農薬を控えた安全性の高いエコ野菜の量は本市が一番多い。2番目の自治体に比べ倍近く量が多いことも、もっとPRしていくよう求める。あわせて、本庁隣のJAにも即売所があるが、将来的には東大阪市にも道の駅のような考え方をもった施設も必要かと思うので、そこでも対応できるように求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第4部 第24節 産業活動にとって魅力のあるまち

【基本方針】

産業の集積は、本市の発展の基盤であることから、モノづくりをはじめとするすべての産業活動が安定して続けられるよう、産業活動にとって魅力のあるまちづくりを進めます。

そのため、住宅と工場が共生しながら操業が続けられるような環境づくりや、金融面からの企業活動の支援、産業活動に役立つ情報提供を通じて、地域産業を総合的に支援します。

【取り組みのあらまし】

- 1 居住環境と工場の操業環境の共生を進めます 5
- 2 金融面から産業活動を支援します 6
- 3 経済施策情報を分かりやすく発信します 7
- 4 クリエイション・コア東大阪を有効に活用します 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 産業活動にとって魅力あるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	40.1											UP
2 クリエイション・コア東大阪総合相談窓口の利用件数	件	8,475	10,803										5,000件
3 立地促進補助金の対象件数	件	12	13										40件

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 集合工場建設事業	D	D											経済部
2	1 モノづくり立地促進補助事業	A	A										○	経済部
3	2 中小企業融資事業	B	A											経済部
4	3 情報提供総合コーディネート事業	C	C											経済部
5	3 ビジネスセミナー開催事業	C	A											経済部
6	3 中小企業情報提供事業	B	B											経済部
7	4 クリエイション・コア東大阪活用促進事業	B	B										○	経済部
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A	3	B	2	C	1	D	1					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(モノづくり立地促進補助事業)

モノづくり立地促進事業については、住工共生のまちづくり条例が4月1日に施行された。これから、この条例の精神、趣旨に基づき立地促進を進めていくことになるので、着実な事業実施を求めている。

東大阪市にモノづくりの工場をもっていきたいという企業は思いのほか多いが、なぜ進まないかというと、土地がないからである。これに対しては、「経済部不動産課」という架空の組織を持つぐらいの気構えで、役所でありながらも土地探しを一步も二歩も踏み込んでやっていく必要があると思うし、そういったことを通して、企業を戻す、増やすことにつながると思う。ぜひとも「経済部不動産課」の精神を求めている。

(大阪府立産業技術総合研究所包括提携協定)

また、先般、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所と包括提携協定を結んだが、早期に成果、実績がほしい。連携したことにより、より一層市内のモノづくり企業にプラス効果を与えたという成功事例を生み出すことを求めている。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第4部 第25節 雇用が安定し、働きやすいまち

【基本方針】

雇用が安定することによって生活が安定し、仕事を通じた社会貢献や生きがいを感じることで暮らしが充実します。また、社会の発展にとって雇用の安定は欠かすことのできない要素です。そのため、勤労者の職業能力を向上させるとともに、雇用の安定に努め、若者や就職困難者が安定して就業し、高齢者が生きがいを持って働くことができるまちをつくりまします。また、勤労者が健康で充実して働くことができ、働きがいのある労働環境を整備します。

【取り組みのあらまし】

- 1 働きがいのある労働環境づくりを支援します
- 2 安心して働ける労働環境づくりを支援します
- 3 若者の就業を応援します
- 4 就職に困っている人の雇用を促します
- 5 高齢者の生きがい就労を応援します
- 6
- 7
- 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 雇用が安定し、働きやすいまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	30.4											UP
2 労働・就労支援相談の件数	件	372	317									1,000	
3 ハローワーク布施の有効求人倍率 (大阪府内の有効求人倍率)	倍率	0.52	0.61									UP	
		0.68	0.81										

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 勤労者福祉サービスセンター運営補助事業	B	B										経済部
2	1 東大阪市優良社会貢献事業所・従業員表彰事業	C	C										経済部
3	2 ワークサポート(労働相談・就労支援)事業	A	A										経済部
4	3 若年者等就業支援事業	D	C								○		経済部
5	3 若年者等トライアル雇用支援金事業	B	C								○		経済部
6	4 就労困難者就労支援事業	A	A								○		経済部
7	4 雇用開発センター運営補助事業	D	D										経済部
8	5 シルバー人材センター運営補助事業	A	A										経済部
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
平成24年度目標達成度別事業数		A	3	B	1	C	3	D	1				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(若年者等就業支援事業)

若年者等就業支援事業については、一定いろいろ努力をしているのはよくわかるが、なかなか目標通りの進捗になっていない。やはり関係機関と協力し、数値目標をみんなで共有し、数字も公表していくなど、実態を理解した上で事業を進めるように。若年層ということで、教育委員会とも連携をするなど対応を求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第4部 第26節 消費者が守られるまち

【基本方針】

安全で安心な消費生活ができるよう、消費者が守られるまちをつくります。そのため、消費生活センターが地域の中核的な役割を担うとともに、消費者が意識を高め、自ら行動できるよう取り組みます。また、消費者が安定的に安心して生活物資を購入できるよう努めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 安全で安心な消費生活ができるようにします 5
- 2 消費者の自立を支援します 6
- 3 環境にやさしい運動を進めます 7
- 4 生活関連物資を安定して適性に供給できるようにします 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 消費者が守られるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	25.4											UP
2 商品量目立入検査で適正であった商品の割合	%	100	98.3										UP
3 消費生活に関する相談のあっせん解決率	%	91.8	91.3										% 100

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 多重債務者対策庁内連絡会	A	A											市民生活部
2	1 消費生活相談事業	B	B											市民生活部
3	1 多重債務者無料法律相談事業	D	D									○		市民生活部
4	1 地方消費者行政活性化基金事業	A	D											市民生活部
5	2 消費生活啓発事業	A	A											市民生活部
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A	2	B	1	C	0	D	2					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(多重債務者無料法律相談事業)

多重債務者の無料法律相談については、市民が相談しやすいかたちで消費生活センターでの相談実施回数を増やしたことは評価する。ただ、現在、民間において無料で相談をして、その相談内容の結果によって仕事を受けて、その中から報酬も含めて取るという、事実上依頼者に負担がゼロ、最近では交通費5,000円まで出しますというような法律事務所なり法務事務所が出てきている。そういった意味で、この事業が今後利用者のニーズがどのように変わっていくのか十二分に確認をしながら、事業のあり方について検討していくよう求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第27節 危機や災害への備えが万全なまち

【基本方針】

危機や災害は突然やってくる。いざという時に市民の生命や体、財産を守り、被害を最小限にとどめ、早期の復旧を行うため、また、避難生活を少しでも安定して過ごせるよう、日ごろからの備えが万全なまちにします。

そのため、さまざまな事態を想定した危機管理体制を整備します。また、市民の自主的な活動を支援することで地域の安全を守るようにします。

さらに、消防力の強化、防災拠点の整備、都市基盤の整備や耐震化などにより、災害に強い住まいとまちづくりを進めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 危機管理体制を整えて、いざという時に備えます
- 2 地域における防災・防火・防犯に向けて取り組みます
- 3 消防力を強化し、市民生活を守ります
- 4 都市基盤の耐震化、避難所整備を進めます
- 5 水害や土砂災害からまちを守ります
- 6 国民保護体制を整えて、万一に備えます
- 7
- 8

指標	単位	実績値											目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 危機や災害への備えが万全なまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	40.4												UP
2 雨水増補管の整備率	%	77.0	79.7											% 92.0
3 市庁舎、保健所などの市の防災関連建築物の耐震化率	%	88.1	88.3											% 100

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政 マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 防災情報システムの整備	D	D										○	危機管理室
2	1 危機管理体制整備事業	A	A										○	危機管理室
3	1 地域防災計画の推進	D	D											危機管理室
4	2 自主防災組織育成事業	B	D										○	危機管理室
5	2 防犯灯設置費補助事業	A	A										○	協働のまちづくり部
6	2 防犯灯維持管理費補助事業	A	A											協働のまちづくり部
7	3 消防団車両整備事業	A	A											消防局
8	3 消防団屯所整備事業	C	C											消防局
9	3 消防局・中消防署庁舎整備事業	A	A											消防局
10	3 消防署所移転・建替え事業（西消防署）	D	A										○	消防局
11	3 消防署所移転・建替え事業（市城北東部方面出張所）	A	A										○	消防局
12	3 消防署所移転・建替え事業	A	A										○	消防局
13	3 救急救命士養成・高度化事業	A	A											消防局
14	3 高規格救急車整備事業	A	A											消防局
15	3 小型動力ポンプ・林野火災用可搬ポンプ整備事業	A	A											消防局
16	3 呼吸器整備事業	A	A											消防局
17	3 消防車両整備事業	A	A											消防局
18	3 防火水槽整備事業	A	A											消防局
19	3 消防救急無線デジタル化整備事業	A	A											消防局
20	4 備蓄物資整備事業	A	A										○	危機管理室
平成24年度目標達成度別事業数		A	18	B	2	C	1	D	4					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(防災センター整備事業、危機管理体制整備事業)

本庁の防災機能、機材関係の充実については、当たり前のことだが、稼働できるようになればその瞬間から担当者が使いこなせるように事前の訓練等を含めてやっておくように求めておく。

また、従前から指示をしているが、万が一の大きな事象が起きた時に、72時間以内にそれぞれの部署で何をやるか、順次何をしていくか、訓練・シミュレーションを早くやらなければならない。危機管理室が主導して、きちんとやっていくように求めておく。

大震災のような事象はいつどのような時間帯に起こるかわからない。部局長が出動をしている時間帯なら組織的な対応ができるが、夜間・休日なら交通手段、あるいはそれぞれの担当者の生命・身体の状態がどうなっているのかすらわからない。それぞれの部署においては部長が責任者であるわけだが、部長が本庁に来られない、そういう時には誰が指揮をとるのか。あるいは、2番目の責任者が来られなかったら誰が指揮をするのか。3番目、4番目と、「部長がもうすぐ来るだろうから、もう30分待とう」というようなことではなく、部長より次長、次長より課長が早く持ち場に到着していれば、その管理職が指揮をとる。そして上司が来れば、そこで指揮を戻していく。そういったシミュレーションを含めてやらないと、計画なり頭ではわかっているけれども、指揮をとるべき人間がしかるべく指揮をとらなければ計画は動かない。いくら訓練を重ねても動かないと思う。こうした指揮系統を各部署であらかじめ決め、シミュレーションをしておくよう、危機管理室が責任をもって各部署をチェックすることを求めておく。

【次頁に続く】

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第27節 危機や災害への備えが万全なまち

【基本方針】

危機や災害は突然やってくる。いざという時に市民の生命や体、財産を守り、被害を最小限にとどめ、早期の復旧を行うため、また、避難生活を少しでも安定して過ごせるよう、日ごろからの備えが万全なまちにします。
 そのため、さまざまな事態を想定した危機管理体制を整備します。また、市民の自主的な活動を支援することで地域の安全を守るようにします。
 さらに、消防力の強化、防災拠点の整備、都市基盤の整備や耐震化などにより、災害に強い住まいとまちづくりを進めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 危機管理体制を整えて、いざという時に備えます
- 2 地域における防災・防火・防犯に向けて取り組みます
- 3 消防力を強化し、市民生活を守ります
- 4 都市基盤の耐震化、避難所整備を進めます
- 5 水害や土砂災害からまちを守ります
- 6 国民保護体制を整えて、万一に備えます
- 7
- 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 危機や災害への備えが万全なまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	40.4											UP
2 雨水増補管の整備率	%	77.0	79.7										% 92.0
3 市庁舎、保健所などの市の防災関連建築物の耐震化率	%	88.1	88.3										% 100

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	4 市有建築物の計画的な耐震化促進	A	C										○	建築部
2	5 土砂災害防止対策事業	C	D										○	財務部
3	5 河川改修事業	B	B											土木部
4	5 貯留浸透事業	A	A										○	土木部
5	5 雨水増補管事業	A	B										○	下水道部
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A		B		C		D						

【施策評価及び今後の取り組み方針】

【前頁より】

(消防署所移転・建替え事業)

市域北東部方面の出張所については、平成26年1月に供用開始となる。ようやく地域住民の安心が図られる。あわせて救急隊も1隊増隊となるので、増高する救急需要に対応するような運用を求めておく。
 西消防署の建替え、若江・中新開・足代出張所の耐震化については、平成27年度までに完了する必要があるため、関係部局とも十分協議を行いながら、遅れのないように進めていくよう指示をする。
 特に、西消防署を建て替える前に大規模災害が発生した場合を想定し、最悪の場合も含め、具体的な計画・対応を示すよう求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第28節 安全で快適な市街地のあるまち

【基本方針】

都市や各地域の拠点が整備され、優れた都市空間が形成された、安全で快適な市街地のあるまちをつくります。

そのため、市民の意見を反映し、都市づくりの方針をつくります。また、都市の拠点づくりなどを進め、まちを活性化させます。さらに、市民や事業者などの理解と協力の下、まちづくりへの啓発や指導を強化します。

【取り組みのあらまし】

- 1 幅広い視点から総合的な都市づくりを行います 5
- 2 都市拠点などを整備し、まちを活性化させます 6
- 3 優れた都市空間を形成します 7
- 4 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 安全で快適な市街地のあるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	37.1											UP
2 総合設計制度によって、設けられた公開空地の累計面積	m ²	6,562	6,562										UP
3 違法簡易屋外広告物追放クリーン作戦の参加団体数	団体	27	25										団体 30

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 都市計画の基本的方針見直し検討調査	A	A											都市整備部
2	1 準防火地域指定見直し検討調査	D	D											都市整備部
3	2 新都心整備推進事業	B	B									○	建設企画総務室	
4	3 違法屋外広告物除却事業	A	A										土木部	
5	3 法定外公共物管理委託業務	D	D										土木部	
6														
7														
8														
9														
10														
平成24年度目標達成度別事業数		A	2	B	1	C	0	D	2					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(新都心整備推進事業)

建設企画総務室については、新都心整備推進事業について、懸案であった長田駅前に「フレスポ」ができた。これがどう影響をもたらすかということと、時代が変わってきたので、企業団地の都市計画のあり方や、同時に先ほどのモノレールの関連のこともあるので、現状にあったというよりは、やはり時代を先読みした新都心のあり方を具体的に計画し、そして実行できるように求めておく。

(都市計画の基本的方針見直し検討調査)

都市整備部においては、都市計画のマスタープランが完成をしたことは評価をするところである。この都市計画を進めていくには、当然市民の皆様の理解と協力が必要なので、住工共生のまちづくり条例等を含めて、市民の皆様に対してPRと同時に理解をしてもらうための努力をあらゆる場面で行うように求めておく。プランはできたけれども10年、20年経った時に何も変わっていなかったということのないように、担当所属には強く求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第29節 水と緑に親しめるまち

【基本方針】

生活に潤いと安らぎを与え、人と人が触れ合える場として、水と緑に親しめるまちをつくります。そのため、都市空間に新たな緑の空間づくりを進めることで、目に映る緑を増やすとともに、だれもが使いやすい公園や遊歩道など、水と緑の空間の整備を進めます。また、生駒山や市街地の水と緑を守る取り組みを進めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 新たな緑の空間を増やします 5
- 2 水や緑が豊かな、潤いのある生活空間をつくります 6
- 3 森林や公園緑地などの緑を保全します 7
- 4 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 水と緑を生かしたまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	26.9											UP
2 緑化に取り組む団体数	団体	255	260										UP
3 市街化区域内の緑被率	%		未										% 7.4

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価											第2期市政 マニフェスト	実施部局名
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 花とみどりいっぱい運動	A	A											土木部
2	1 東大阪市植樹祭	A	B											土木部
3	1 民有地緑化助成事業	A	A											土木部
4	1 駅前等公共施設緑化事業	A	A											土木部
5	2 景観形成調査事業	A	A											都市整備部
6	2 公園緑化推進事業	A	A											土木部
7	2 公園整備事業	A	B											土木部
8	3 公園愛護会補助金	A	A									○		土木部
9	3 ボランティア育成事業	B	B									○		土木部
10														
平成24年度目標達成度別事業数		A	6	B	3	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(景観形成調査事業)

景観形成事業については、従前から繰り返し言っているが、東大阪市に転入してこられた方たちに定住してもらえるかどうかの要素の一つに都市景観というものも入っている訳である。また、市内にはいま25の駅があり、駅前の景観等も含めて都市景観というものは大事である。是非とも早く事業に取り組むよう再度指示をしておく。

(公園愛護会)

土木部については、公園愛護会について、予定を上回る団体数を結成できたということで、このことは評価をするところである。また、花とみどりいっぱい運動、公園緑化推進事業、これも目標を上回る実績になったということで、評価をするところである。これらについては、やはり市民が自分たちのまちの公園というものを、自分たちで守っていこうというものであり、このことはまさにこれから取り組んでいく地域分権、協働のまちづくりの大きな一つの柱にも形にもなっていくものであるので、担当部局としてこれからも奨励をしながら、いいかたちで事業が継続できるように求めておく。

(公園整備事業)

あわせて、公園の樹木についても、果実がなるような樹を植えると結構面白いのではないかなと思う。公園をつくる時も地域の特色を生かした公園が必要である。前にも言ったが、世田谷区で児童公園をつくっていかうと地域の人たちといろいろと相談をした時にどうしたかということ、もうブランコもすべり台も何も要らない。何を要望されたかということ、くさっぱらにしてくれということで、公園の名前も「くさっぱら公園」になった。そういった公園もあっていいと思うので、是非ともそれぞれの地域の特色、あるいは公園ごとの特色をあらわせる公園づくりにも取り組んでもらえるようお願いをしておく。あわせて、例えば草が伸び放題で使えないような公園についての整備も求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第30節 良好な住まいのあるまち

【基本方針】

安らげる住まいがあることで、安定した生活を送ることができるよう、だれもが安全な住宅に安心して暮らせるまちをつくります。

そのため、市営住宅における良好な住環境の提供に努めるとともに、被災や障害、低所得などの理由で住宅に困っている人に対し、公的住宅に求められる役割を果たせるよう整備や活用を進めます。また、超高齢社会や耐震化などに対応できる良好な民間住宅を増やします。さらに、安全で快適な住環境を地域全体でつくるために取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 安全・安心で快適な公的住宅を整備します 5
- 2 良好な民間住宅を増やします 6
- 3 より安全で快適な居住環境づくりを進めます 7
- 4 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 良好な住まいのあるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	32.0											UP
2 耐震診断の補助制度を利用した民間住宅の戸数	戸	246	222										UP
3 市営住宅に占める木造住宅等の割合	%	24	24										% 0.0

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 市営住宅整備事業（住宅政策課所管）	A	A										○	建築部
2	1 市営住宅整備事業（住宅改良室所管）	C	C										○	建築部
3	2 震災対策推進事業	A	C										○	建築部
4	2 民間建築物吹付けアスベスト等分析調査補助事業	D	D											建築部
5	2 高齢者向優良賃貸住宅供給促進事業	D	-											建築部
6	3 若江・岩田・瓜生堂地区密集住宅市街地整備促進事業	B	B											建築部
7	3 まちづくり基本構想推進経費	A	A											建築部
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成24年度目標達成度別事業数		A	2	B	1	C	2	D	1					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(市営住宅整備事業)

住宅政策課所管の市営住宅整備事業について、高井田2期住宅が完成するなど評価できる。引き続き低所得者向けの居住の安定を図り、安全で良好な住宅の提供に努めてほしい。また、市営住宅の長寿命化計画についても目標である平成25年度内に完成できるように要求しておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第31節 安全で便利な交通機関や道路のあるまち

【基本方針】

だれもが、安全で支障なく目的地まで行くことができ、人や物の流れを円滑にすることで経済活動が盛んになるよう、安全で便利な交通機関や道路のあるまちをつくります。

そのため、鉄道やモノレール、バスなどの公共交通機関や道路網の整備を進めます。また、駅や駅前交通広場などの人の集まる施設や場所を、だれもが使いやすいようにします。

さらに、駐車場や駐輪場などの交通関連施設の整備を進めるとともに、交通マナーの向上に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 公共交通の整備を一層進めます 5
- 2 使いやすく安全な道路を提供します 6
- 3 交通ルールを守り、だれもが安心して使える道路にします 7
- 4 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 安全で便利な交通機関や道路のあるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	43.4											UP
2 駅周辺の1日の放置自転車台数	台	1,262	912										台 2,600
3 都市計画道路の整備率	%		未										% 51.2

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価											第2期市政マニフェスト	実施部局名
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 大阪モノレール計画	B	B										○	経営企画部
2	1 大阪外環状線鉄道新駅設置事業	D	D										○	都市整備部
3	1 大阪外環状線鉄道建設事業	A	A											都市整備部
4	1 近鉄奈良線連続立体交差推進事業	B	B										○	都市整備部
5	1 大阪外環状線連続立体交差推進事業	B	B											都市整備部
6	1 交通不便地域解消促進事業	D	D										○	土木部
7	2 街路整備事業(大阪瓢箪山線・八尾枚方線)	B	B											都市整備部
8	2 街路整備事業	B	B											都市整備部
9	2 道路新設改良事業	C	B										○	土木部
10	2 道路舗装事業	A	B											土木部
11	2 橋りょう耐震補強事業	A	A											土木部
12	2 橋りょう長寿命化修繕計画	A	A											土木部
13	2 自転車駐車場整備事業	A	A											土木部
14	2 放置自転車防止事業	A	A											土木部
15	2 パブリックアート整備事業	A	A											土木部
16	3 交通安全施設整備事業	B	B										○	土木部
17	3 交通安全運動推進事業	D	A											土木部
18	3 違法駐車防止活動	A	A											土木部
平成24年度目標達成度別事業数		A	8	B	8	C	0	D	2					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(大阪モノレール計画)

モノレール事業については、大阪府において実現に向けた検討調査費が計上された。大阪府の動向にあわせて、庁内においてもプロジェクトチームを組み、チーム責任者の高橋副市長を先頭に関係部局が連携してしっかりとやっていくよう求めておく。

松井知事もモノレールの南伸について明確に意思表示されている。大阪府としても瓜生堂までの延伸で900億近い膨大な予算を使うことになる。東大阪市に予定されている鴻池、荒本・長田、瓜生堂・若江岩田・八戸ノ里、この駅ができるあたりの地域、既存のアクセスとのつながりは難しい状況があるが、しかし少なくとも駅と駅とがほぼ重なる状況になるので、それぞれの地域の活性化をどうしていくのか。ただモノレールが伸びて駅ができました、そこに市民が降り降りますというだけではなく、どうまちを変えていくのか、そういったことも全庁的に関係部署で検討をしてもらいたい。

あわせて、近畿地方交通審議会では瓜生堂までの延伸ということでは認められていないが、東大阪市として考えれば、近畿大阪線の久宝寺駅までの延伸、そこまで延伸することによって南北交通がより一層充実することは言うまでもないことである。東大阪市の3つの駅のまちづくりと久宝寺まで伸ばした時に東大阪、東部大阪というものがどう変わっていくのか、大阪府や国に対して東大阪市が示していくことが大事だと考える。瓜生堂までの発想ということではなく、久宝寺まで伸ばしていく、位置的に言えば近畿大学と近いところに駅を設置することも可能だと思う。より一層若い人たちをモノレールを利用して呼び込むということも十二分に可能になると思う。今、我々の前に与えられたことだけではなく、むしろ新しく創り出すということについても考えていくように指示しておく。

(大阪外環状線鉄道新駅設置事業)

JRおおさか東線の新駅設置事業については、事業スキームについての合意を得、先般も都市計画にかかる説明会等もされた。市民の皆様はもう待ち望んでおられる訳である。計画通りに、また1年でも早く達成できるように、東大阪市としてリーダーシップを発揮し、関係者と協力していくように求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第32節 良好な環境を次代に引き継ぐまち

【基本方針】

生活のあらゆる活動を原因とする環境負荷により、地球温暖化が進む中、私たち一人ひとりが環境負荷のより少ない行動を取ることで、次の世代へ良好な環境を引き継ぎます。

そのため、地球温暖化対策などの環境施策を総合的に進め、市民や事業者などがそれぞれの立場で環境保全活動に取り組めます。また、環境負荷の少ない循環型のまちをめざし、ごみの減量やリサイクルを一層進め、ごみの適正処理に努めるとともに、まちの美化を進めます。さらに、都市の発展によって発生するごみや、し尿の適正処理、公害の未然防止に取り組めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 総合的な環境施策を進めます
- 2 地球温暖化問題を市民と共に考えます
- 3 ごみの減量・リサイクルによって、循環型社会をつくります
- 4 不法投棄を防止し、まちの美化を進めます
- 5 ごみや、し尿の適正処理を行います
- 6 公害の防止などに取り組めます
- 7
- 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 良好な環境を次代に引き継ぐまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	29.3											UP
2 不法投棄の処理件数	件	3,560	2,810										DOWN
3 市域の温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素換算)	万t-CO2	未	未										DOWN

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政 マニフェスト	実施部局名
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 第2次環境基本計画推進事業	A	未										環境部
2	1 環境教育推進事業	B	B									○	学校教育推進室
3	1 エコスクールの推進	A	A									○	教育総務部
4	2 東大阪市地球温暖化対策実行計画推進事業	A	未									○	環境部
5	2 東大阪市豊かな環境創造基金活用事業	B	C										環境部
6	2 温暖化防止啓発事業	A	A									○	環境部
7	2 環境啓発事業	A	A									○	環境部
8	3 ごみ減量推進事業	A	A									○	環境部
9	4 まちの美化推進事業	D	C									○	環境部
10	4 産業廃棄物対策事業	B	B										環境部
11	5 清掃車両整備事業	A	A										環境部
12	5 環境事業所統合事業	A	A										環境部
13	5 大阪湾広域廃棄物物理処分場建設事業(フェニックス)	A	A										環境部
14	5 清掃運搬施設等(重機及び運搬車両)整備事業	A	A										環境部
15	5 基幹的整備事業	A	A										環境部
16	5 新工場建設関連事業	A	A										環境部
17	5 粗大ごみ処理施設整備事業	A	A										環境部
18	6 公害対策事業(産業公害の防止)	B	A										環境部
19	6 公害対策事業(環境監視)	B	B										環境部
平成24年度目標達成度別事業数		A	12	B	3	C	2	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(環境問題への対応)

環境部については、全体的に事業が計画どおりに進捗している点については評価をする。とりわけ電力問題を含め環境問題についてはクローズアップされているので、是非ともこの勢いで様々な事業について対応するよう求めておく。

(「(仮称)みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」の制定)

新しい取組として「(仮称)みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」の制定に向け、環境部、関係部局と連携して取り組んでいる点については評価する。ごみのないまち、景観上きれいなまちなど、あらゆる面できれいなまちを市民は望んでいる。このことについては、条例の制定と以後の取組について円滑な事務執行を求めておく。

(温暖化防止啓発事業)

環境家計簿は、東大阪市として特徴ある事業である。取り組んでいただいている世帯も増えてはいるが、全体数で見るとまだ少ないので、あらゆるイベントの機会等を通じて、環境家計簿の参加世帯数を増やす取組を行うよう求める。

また、さまざまなイベント等で職員がごみ箱の前に立って分別に努めているが、ごみの分別についても今後は一層細かな分別を求めなければならない。東大阪市のごみの分別のあり方について、あらゆる機会を通じて市民への啓発をより一層行うよう求めておく。

(環境部の観点から見た「みどり」)

環境ということでは、「みどり」が大きなテーマの一つになる。環境部の観点から見た「みどり」についても勉強するよう求めておく。

【様式3】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第33節 上下水道によって安全・快適に暮らせるまち

【基本方針】

生きるために無くてはならない水を扱う上下水道は、市民の暮らしに欠かすことができません。そのため、日常生活だけでなく、災害時においても、市民生活に支障が生じないよう、安全・安心で安定した上下水道サービスを提供することで、市民が安全・快適に暮らせるまちをつくります。

【取り組みのあらまし】

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1 施設・設備の計画管理と老朽化対策を進めます | 5 上下水道の知識や経験、技術を継承します |
| 2 水の安定供給と排水処理施設の整備を進めます | 6 |
| 3 川や海の水質を保全します | 7 |
| 4 公営企業として、健全な財政運営を進めます | 8 |

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 上下水道によって安全・快適に暮らせるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	47.1											UP
2 水道管路の更新率	%	9.9	11.2										% 23.6
3 下水道管路の更新率	%	10.6	9.6										% 20.0

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価										第2期市政マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 改築更新事業	A	A											下水道部
2	1 第三次水道施設整備事業	A	A											水道施設部
3	1 水道管路情報システム構築事業	A	-											水道施設部
4	2 流域下水道事業の促進	D	D											下水道部
5	3 公共下水道事業の推進	A	A											下水道部
6	4 上下水道庁舎整備の再検討	A	-											経営企画室
7														
8														
9														
10														
平成24年度目標達成度別事業数		A	3	B	0	C	0	D	1					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(第三次水道施設整備事業)

水道施設部に関しては、第三次水道施設整備事業で計画を上回る実績をあげたことについては評価をすところである。引き続き配水管の材料等、あるいは配水エリアの工夫等により、効率的に上水管の更新を行うよう求めておく。

(大阪府広域水道企業団)

上下水道局全体に対しては、大阪府広域水道企業団と大阪市との連携が大阪市の不参加ということで当面できなくなった。本市は企業団の中でもリーダー的な立場であり、結果として大阪市の入らなくても効率的な運用ができている、こういうメリットを生みだしているということ、府内に示す必要性があると考えているので、しかるべく対応をとるよう求めておく。

(下水道事業)

下水道部については、計画どおりの事業の進捗をしている。当然、老朽管を含めて今後も計画的に取り組むことを求めておく。あわせて、昨今の気象状況を見ると、瞬間的な大雨というものがある。本市としては様々な下水道事業について順調に計画どおりほぼいっているところであるが、大阪府の方で凍結をされたもの、保留にされたものがいくつかある。それらについては、市として、大阪府に対して計画どおり実行してもらうように、東大阪市の浸水対策の観点からも含めて求めていく必要があるので、下水道部には対応をするよう求めておく。

(上下水道統合)

下水道事業について、この4月から地方公営企業法の全部適用を行ったところである。上水道、下水道一体となって統一的な仕事ができるように、庁舎の問題等も含めて両者に求めておく。

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

行財政編 効率的で健全な行財政運営が行われるまち

【基本方針】

地方自治体の基本的な役割である「住民の福祉の増進」を果たしていくためには、市の将来を見越し、社会経済情勢の変化などにも十分に対応ができる「強い自治体」となる必要があります。そのため、市民ニーズや社会情勢などに対応できる体制づくりや、職員の能力向上、財政基盤の強化、業務の電子化などを進めることにより、効率的かつ健全な行財政運営が行われるまちにします。

【取り組みのあらまし】

- 1 将来を見越した行財政改革に取り組みます 5
- 2 これからの行政運営を担う人材を確保し、育成、活用します 6
- 3 歳入を確保し、市役所の財政力を向上させます 7
- 4 市役所の電子化を進め、市民の利便性や事務の効率を向上させます 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 効率的で健全な行財政運営が進められていると思う市民の割合	%	34.2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	UP
2													
3													

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo. 及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価											第2期市政マニフェスト	実施部局名
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 新集中改革プランの実行	C	未										○	経営企画部
2	1 大阪市隣接都市協議会	D	D											経営企画部
3	1 外郭団体の見直しを計画的に推進	D	A										○	経営企画部
4	1 施設のあり方を見極め、多くの市民の活用促進	B	未											経営企画部
5	1 市内在住職員奨励事業	A	B										○	行政管理部
6	1 土地開発公社先行取得用地再取得事業	A	B											財務部
7	1 幹部職員地域担当制度	A	A										○	協働のまちづくり部
8	1 公共施設の保全計画の策定	A	A											建築部
9	2 職員パワーアップ人事政策の推進（昇任試験など）	D	A										○	行政管理部
10	2 職員パワーアップ人事政策の推進	D	D											行政管理部
11	2 人事管理事務（管理職への女性登用）	A	A										○	行政管理部
12	2 任期の定めのない短時間勤務制度の推進	A	A										○	行政管理部
13	2 職員採用試験の実施（民間経験者）	D	A										○	行政管理部
14	2 職員研修事業	A	A										○	行政管理部
15	3 市有地有効活用事業	B	B											財務部
16	3 市税滞納解消促進事業	A	A										○	税務部
17	3 保険料収納率向上事業	B	B										○	市民生活部
18	3 保育料収納業務	B	B										○	子どもすこやか部
19	3 診療費収益対策事業	A	A										○	総合病院
20	3 学校給食費滞納解消事業	B	B											学校管理部
平成24年度目標達成度別事業数		A	13	B	7	C	0	D	5					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

（新集中改革プランの実行、外郭団体の見直しを計画的に推進）

新集中改革プランの実行と外郭団体の見直しについてであるが、非常に苦労の多い内容であるが、一つひとつ着実に進んでいるところもあるし、進んでいないところもある。これは経営企画部だけのことではなく、全庁的に対応をしていかねばならない。ただ、外郭団体の見直しということについては、以前は市行政の補完的な役割をしていたという考え方であった。今もその考え方はあるが、社会状況は大きく変わっている。外郭団体だけが補完できるのではなく、他にも補完できる場所がたくさんあるではないか。現実的にそういう状況になってきているから、そのことを我々も外郭団体の担当者も理解をしなければ、外郭団体の統廃合を含めて改革はなかなか難しい。まず、基本的な意識の改革をそれぞれが持つように求めておく。

（管理職への女性登用）

管理職への女性の登用については、社会として求められているところである。主任以上、課長以上の登用について積極的に求めておく。女性が管理職になりやすい環境、女性が管理職として働きやすい職場づくりが必要である。

（職員採用試験の実施（民間経験者））

職員採用試験の実施において、民間企業の経験者という枠を用いて実施したことは評価する。倍率が2.5倍という高い倍率であったので、応募する側の関心も相当高く、民間にいるけれども地方公共団体で働きたいという意識を持っている人たちが予想以上に多かったことを示している。今後とも即戦力の必要な人材を確保すること、民間での様々な経験をはじめから市役所に勤めている職員へ伝えていく、官と民のいい意味での融合というものもこれからできるわけである。状況を見ながら今後とも十二分に努めていってほしい。また、国や府、他の自治体からの採用、いわばトレードも考えていく必要があると考える。

【次頁へ続く】

平成24年度 施策管理報告書(市長用)

行財政編 効率的で健全な行財政運営が行われるまち

【基本方針】

地方自治体の基本的な役割である「住民の福祉の増進」を果たしていくためには、市の将来を見越し、社会経済情勢の変化などにも十分に対応ができる「強い自治体」となる必要があります。そのため、市民ニーズや社会情勢などに対応できる体制づくりや、職員の能力向上、財政基盤の強化、業務の電子化などを進めることにより、効率的かつ健全な行財政運営が行われるまちにします。

【取り組みのあらまし】

- 1 将来を見越した行財政改革に取り組みます 5
- 2 これからの行政運営を担う人材を確保し、育成、活用します 6
- 3 歳入を確保し、市役所の財政力を向上させます 7
- 4 市役所の電子化を進め、市民の利便性や事務の効率を向上させます 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 効率的で健全な行財政運営が進められていると思う市民の割合	%	34.2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	▲ UP
2													
3													

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらましNo.及び主な事務事業の名称	後期基本計画期間における評価											第2期市政マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32				
1	4 窓口業務の土曜日開庁事業	B	A												市長公室
2	4 ホームページ拡充事業	B	B												市長公室
3	4 ワンストップサービスの充実	D	D										○		経営企画部
4	4 オンライン申請システム	D	D												行政管理部
5	4 情報システム最適化計画の策定	B	A												行政管理部
6	4 情報セキュリティ対策	D	D												行政管理部
7	4 電子入札システムの運用	A	A										○		財務部
平成24年度目標達成度別事業数		A	/	B	/	C	/	D	/						

【施策評価及び今後の取り組み方針】

【前頁より】

(市有地有効活用事業)

市有地の有効活用ということで、長年の懸案であった旧岐部小学校跡地についてようやく目途が立った。このことについては評価をする。まだまだ未利用地があるので、未利用地は歳入に、お金に変えるという意識を持ち、関係部署と連携しながら、着実に有効利用、歳入確保に努めていくよう求めておく。2段階のレストラン跡を含めて、土地だけではなく市が保有している何も利用していない箱物もあるので、可能な限り効率的に活用するように求めておく。

(未収金特別対策事業)

未収金特別対策室についてであるが、徴収力の強化ということで、債権管理条例、債権管理マニュアルの策定など、これらの取組については評価をする。国民健康保険料の移管徴収など庁内各部署との連携をとって、着実な成果に結び付けるように求めておく。あわせて、未収金特別対策室という組織をつくったいい意味での影響が全庁的に出ていると考えている。市民から見ると、未収金の度合いというのは市に対する信頼感のバロメーターにもなる。未収金そのものを可能な限り少なくする、ゼロになって当たり前、それが大方の市民の考えであるので、厳しく対応をしていくように求めておく。これと関連して、市職員の例えば市営住宅の家賃、保育所、税の滞納があるというのが、悲しいかな現実である。こんなことはあってはならないことで、こういう事象が一例でもあれば、市民の市政に対する信頼は地に落ちるということである。そういった意味で、未収金特別対策室の所管ではないが、関係部署の責任者には、市職員の滞納をゼロにするどのような手段があるのか、それぞれ考えるよう指示する。

(市税滞納解消促進事業)

市税の滞納解消促進事業について、目標をクリアできたことについては評価をする。滞納ということは、市民の信頼度のバロメーターになるので、滞納ゼロを目指して厳しい対応、「東大阪市は甘い」というような風評が立つことのないように厳しい対応を求めておく。

(ホームページ拡充事業)

ホームページの拡充については、平成25年度に入ったが、Facebookがスタートした。まだまだ認知度が足りないようであるが、スタートしたこと、また内容についても市民からは好評である。そのようなことで、このことについては評価をする。より一層市民や他市の人たちにFacebook、あるいはFacebookから市のホームページへと入っていくように、東大阪市を知ってもらえる、そういった努力をするように求めておく。

(市政だより発行事業)

市民の立場から見ると、市政だよりが便利で最も利用されている広報媒体である。日々工夫をしながら読みやすい、見やすい、私たちの考え方・情報をより的確にご理解いただける紙面づくりについて、不断の努力を求めておく。

(広報媒体のデザイン性)

市政だよりがあつて、また、そこに掲載される事業の様々なパンフレットがある。市政だよりはそういう事業のお知らせは文字だけの場合がほとんどだが、ある種の市としてのデザインとかイメージの共通性を持った方がいい広報媒体などと思うので、そのあたり原局と広報広聴室と、広報媒体のデザイン性などきちんとミーティングをしながら、市民に見やすい、わかりやすい広報媒体の作成に努めるよう求めておく。